１．環境行政全般

表１－１　福井県環境基本条例

目次

前文
第１章　総則（第１条－第８条）
第２章　環境の保全に関する基本的施策
第１節　県が講ずる環境の保全のための施策等（第９条－第 22 条）
第２節　地球環境保全の推進等（第 23 条）
第３節　環境の保全のための推進体制（第24条）
附則

豊かな緑と水に恵まれたわたしたちのふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって、生活や生産の場で身近な自然を利用し、その恩恵を享受する中で、大切に守り、育ててきたものである。

しかしながら、都市化の進展や科学技術の発達により、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、地域のみならず地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

もとより、良好な環境を享受することは、県民の基本的な権利であり、わたしたちは、将来にわたって健全で恵み豊かな環境が維持されるよう、環境の保全に努めていかなければならない。

生きるものすべての生存基盤である地球の環境を保全し、潤いと安らぎに満ちた豊かな環境を造るために、わたしたちは、自らの日常生活や経済活動の在り方を見つめ直し、県民、事業者および行政が一体となって、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて総合的かつ計画的な取組を展開していく必要がある。

わたしたちは、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識した上で、県民の英知の結集と行動により、豊かで美しいふるさと福井の環境を保全し、創造するため、ここに、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県、市町村、事業者および県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、森林の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全は、人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

２　環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行われなければならない。

３　地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取組の重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

２　県は、前項の施策の策定および実施に当たっては、国および他の地方公共団体との連絡調整を行うよう努めるものとする。

（市町村の責務）

第５条　市町村は、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、および実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

3　前２項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4　前３項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第７条　県民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを深く認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの適正な利用その他の環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2　前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（放射性物質による大気の汚染等の防止）

第８条　この条例の規定は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁および土壌の汚染の防止のための措置については、適用しない。

第２章　環境の保全に関する基本的施策

第１節　県が講ずる環境の保全のための施策等

（施策の策定等に係る基本方針）

第９条　県は、環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、第３条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 県民の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

(3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水辺環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成等が図られること。

(4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。

（県の施策の策定等に当たっての配慮）

第 10 条　県は、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

（環境基本計画）

第 11 条　知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標および施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県環境審議会の意見を聴かなければならない。

(4) 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう配慮するものとする。

(5) 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(6) 前３項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境白書）

第 12 条　知事は、県民に環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、福井県環境白書を毎年作成し、公表しなければならない。

（環境影響評価の推進）

第 13 条　県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第 14 条　県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2　県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3　前２項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（助言、助成等）

第 15 条　県は、環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行

う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための措置をとることとなるよう、技術的な助言等を行うとともに、特に必要があるときは、適正な助成その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全に関する教育および学習の推進）

第 16 条　県は、環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、市町村その他の関係機関と協力して、県民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の　充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的活動の促進）

第 17 条　県は、県民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 18 条　県は、第 16 条の環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する県民、事業者または民間団体の自発的な活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査および研究の実施等）

第 19 条　県は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査および研究の実施ならびに技術の開発およびその成果の普及に努めるものとする。

（監視等の体制の整備）

第 20 条　県は、環境の状況を把握し、および環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備等）

第 21 条　県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2　県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備および森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3　県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4　県は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

（環境監査の普及）

第 22 条　県は、事業活動に係る環境の保全に関し事業者が自主的に行う環境監査について調査および研究を行い、その普及に努めるものとする。

第 2 節　地球環境保全の推進等

第 23 条　県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2　県は、国、他の地方公共団体または民間団体その他の関係機関と協力して、地球環境保全に関する調査および研究、環境の状況の監視、観測および測定、開発途上にある海外の地域等への環境の保全に関する技術等の提供等に努めるものとする。

第 3 節　環境の保全のための推進体制

第 24 条　県は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2　県は、市町村、県民、事業者および民間団体と連携し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 7 年 3 月 16 日)

図１－２　福井県の環境行政推進体制　　（平成１４年４月１日現在）

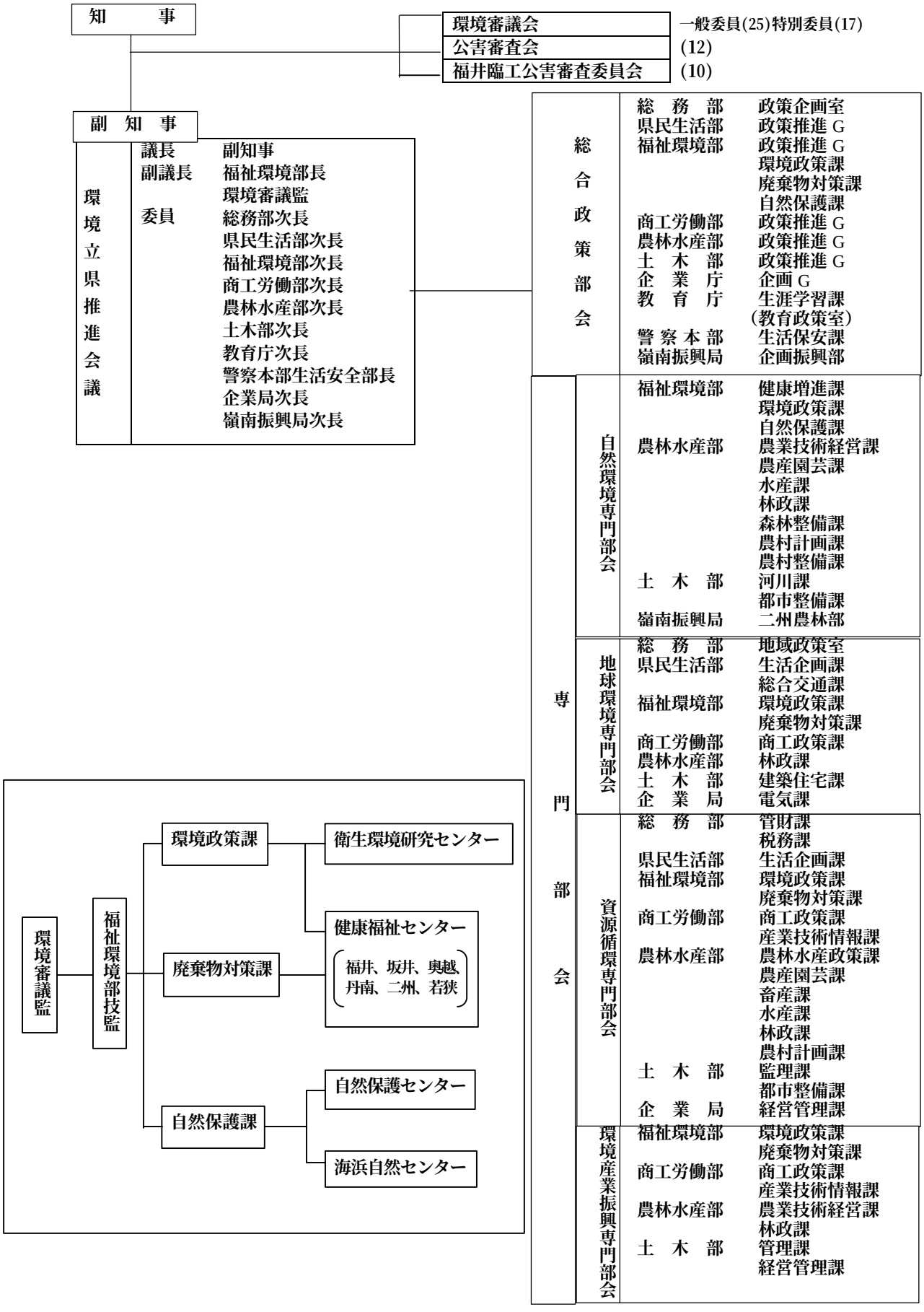

表１－３　環境基本計画（平成９年３月策定）の概要

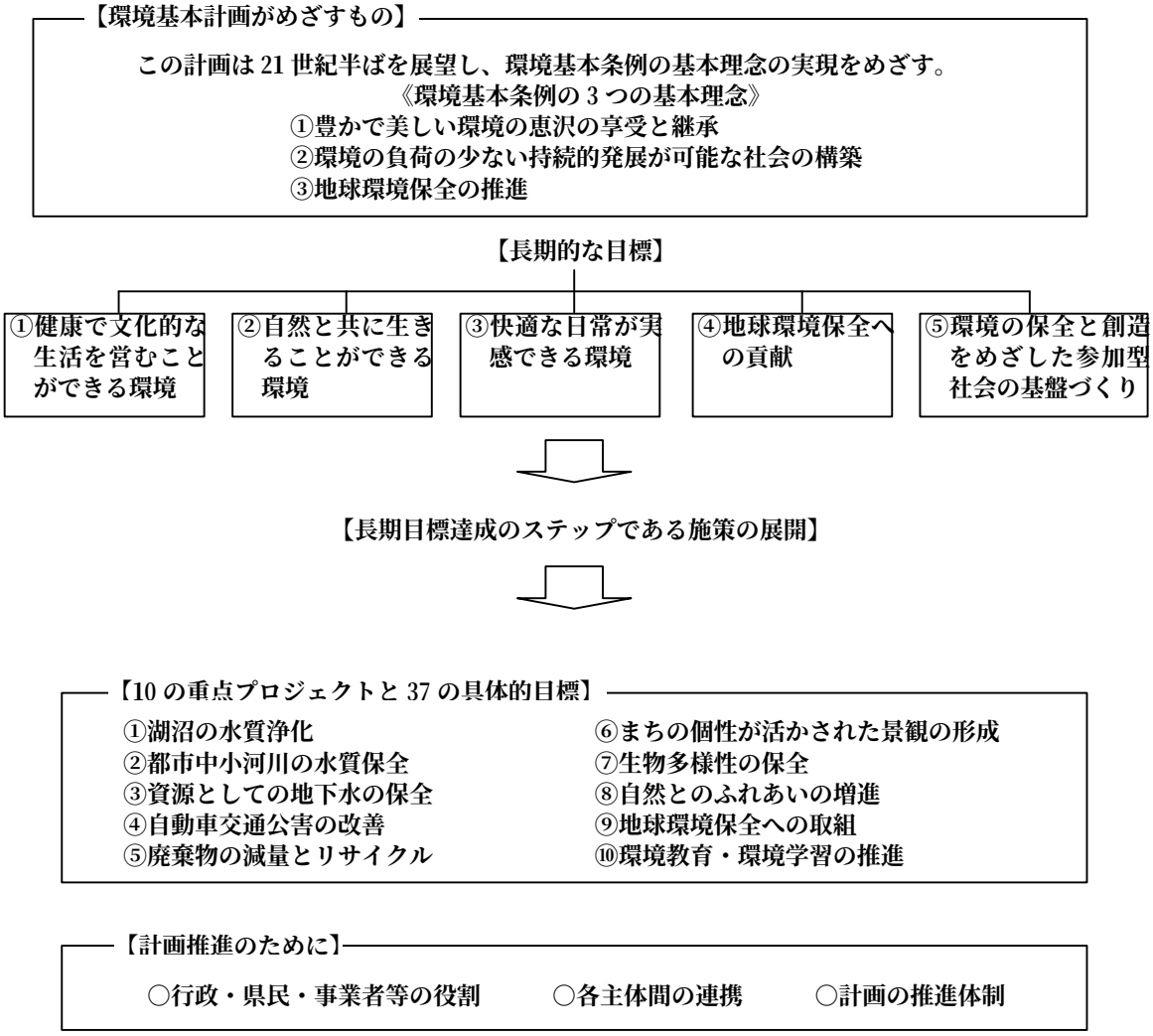

表１－４　福井県環境審議会委員名簿

（平成15年1月31日現在）

委　　員

氏　　名	公　　職　　等	部会委員			
		生活環境	自然環境	野生生物	温泉
朝日恵子	福井文化服装学院校長	○			
荒井由二	福井県中小企業団体中央会会長	○	○		
池端昭夫	福井県農業協同組合中央会会長	○		○	
上木泰男	日本野鳥の会福井県支部会員		○	○	
大石橋節子	福井県自然観察指導員の会会員		○	○	
岡　敏弘	福井県立大学教授	○			
小川佐ヱ門	福井県漁業協同組合連合会会長		○		
加藤隆夫	仁愛大学教授	○			
河原はつ子	福井県連合婦人会会長	○			
北川靖夫	福井県立大学教授	◎			
木原一雄	福井県建設業連合会会長	○			
京谷宗雄	福井県町村会長			○	
日下幸則	福井医科大学教授	○			
酒井哲夫	福井県市長会長		○		
佐々治寛之	福井大学教授		○	◎	
辻　きぬ	福井県消費者団体連絡会副会長	○			
永長幸雄	福井大学教授	○			
西浦幸男	福井県医師会会長	○			○
野田敏秀	福井県立大学助教授		○		○
長谷川義治	福井県森林組合連合会会長		○	○	
○服部　勇	福井大学教授	○	◎		○
◎前波　実	福井弁護士会会員	○	○	○	◎
巳寅令子	連合福井女性委員会委員長	○			
山本紀久子	福井大学教授		○		
吉田三恵	福井県生活学校連絡協議会運動推進委員	○			

特別委員

氏　　名	公　　職　　等	生活環境	自然環境	野生生物	温泉
伊藤由雄	福井県旅館ホテル生活衛生同業組合常任理				○
大角正信	福井市のくらしと環境を良くする会会長				
北川昭治	芦原温泉旅館協同組合理事長				○
澤崎　貢	猟友会会長			○	
田原暎郎	福井県環境・エネルギー懇話会事務局長				
高岡和則	福井工業高等専門学校名誉教授	○			
高柳　敦	京都大学講師			○	
仲嶋忠次	福井県内水面漁業協同組合連合会会長	○			
野村直之	福井県弁護士会会員				○
船田洋子	福井県山岳連盟くろゆりクラブ副会長		○		
横山俊一	福井大学助教授		○	○	
≪関係行政機関≫					
土田政行	北陸農政局生産流通部長	○			
陣山繁紀	近畿経済産業局産業企画部長	○			
岡村繁寛	近畿経済産業局資源エネルギー部長				○
鈴木藤一郎	近畿地方整備局長	○			
野久保富男	福井森林管理署長		○	○	
佐瀬和正	敦賀海上保安部長	○			

（注）１　氏名欄の◎は会長、○は副会長、部会委員欄の◎は部会長

２　学識経験者の任期２年　平成14年２月１日～平成16年１月31日

表１－５　福井県公害審査会委員名簿

（平成15年１月31日現在）

	氏名	職業等
○	小島峰雄	弁護士
	玄津辰弥	〃
	野村直之	〃
	山川均	〃
	岩堀南郎	医師
	宇野松雄	〃
	織田喜一	〃
◎	加納守男	〃
	巨椋和子	薬剤師
	別所遊子	福井医科大学教授
	辻壽子	裁判所調停委員
	羽場千尋	建築士

（注）１　◎は会長、○は会長代理

２　任期３年（平成13年11月１日～平成16年10月31日）

表１－６　福井臨工公害審査委員会委員名簿

（平成15年１月31日現在）

	氏名	職業等
○	小島峰雄	弁護士
	野村直之	〃
◎	織田喜一	医師
	加納守男	〃
	巨椋和子	薬剤師
	別所遊子	福井医科大学教授
	永長幸雄	福井大学教授
	横山俊一	福井大学助教授
	高岡和則	福井工業高等専門学校名誉教授
	羽場千尋	建築士

（注）１　◎は会長、○は会長代理

２　任期３年（平成14年９月１日～平成17年８月31日）

表１－７　市町村環境行政組織

（平成14年4月1日現在）

市町村名	電話番号	規制地域の有無（注）	担当課	審議会等	
				名称	人数
福井市	0776(20)5398 0776(20)5395 0776(20)5377	○	環境政策課 環境保全課 清掃清美課	福井市環境審議会	14
敦賀市	0770(22)8121	○	環境課	敦賀市環境審議会	20
武生市	0778(22)3003	○	環境保全課	武生市環境審議会	14
小浜市	0770(53)1111	○	環境衛生課	小浜市環境保全対策協議会	12
大野市	0779(66)1111	○	生活環境課	大野市環境保全対策審議会	13
勝山市	0779(88)1111	○	環境衛生課	勝山市環境保全審議会	16
鯖江市	0778(53)2220	○	環境課	鯖江市環境審議会	25
美山町	07797(4)1111		町民税務課	美山町環境審議会	3
松岡町	0776(61)1111	○	町民生活課		
永平寺町	0776(63)3111		町民生活課		
上志比村	0776(64)2211		住民税務課		
和泉村	0779(78)2111		事業課	環境保全審議会	10以内
三国町	0776(82)3111	○	生活環境課	三国町環境審議会	12
芦原町	0776(78)5111	○	町民生活課	ごみ減量等推進審議会	17
金津町	0776(73)1221	○	住民環境課		
丸岡町	0776(68)0807	○	福祉保健課		
春江町	0776(51)1100	○	さわやか町民課		
坂井町	0776(67)7501	○	住民環境課		
今立町	0778(43)7821	○	総務課		
池田町	0778(44)6000		環境向上推進室		
南条町	0778(47)8000		総務課		
今庄町	0778(45)1417		福祉保健課		
河野村	0778(48)7704		保健福祉課		
朝日町	0778(34)1234	○	住民福祉課		
宮崎村	0778(32)7715	○	環境衛生課		
越前町	0778(37)7716		住民福祉課		
越廼村	0776(89)2112		総務課		
織田町	0778(36)2280	○	総務課		
清水町	0776(98)8801	○	住民生活課		
三方町	0770(45)9112		建設環境課		
美浜町	0770(32)1111	○	住民生活課	美浜町原子力環境安全監視委員会	
上中町	0770(62)2703		生活環境課	上中町環境保全審議会	10
名田庄村	0770(67)2222		住民環境課		
高浜町	0770(72)7704	○	民生課		
大飯町	0770(77)1111		企画課		
計		21		13	

（注）騒音・振動・悪臭に係る規制地域を有する市町村

表１－８　市町村環境保全関係条例

（平成 14 年４月１日現在）

市町村名	条例の名称	制定年月日
福井市	福井市あき地等の清掃保持に関する条例	昭和 52 年３月 29 日
	福井市廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成８年６月 28 日
	福井市空き缶等の散乱およびふん害の防止に関する条例	平成８年 12 月 25 日
	福井市環境基本条例	平成 11 年３月 24 日
	福井市公害防止条例	平成 11 年 10 月４日
敦賀市	敦賀市環境保全条例	昭和 47 年７月１日
	あき地の環境保全に関する条例	昭和 56 年３月 31 日
	敦賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成５年３月 23 日
	敦賀市環境基本条例	平成 12 年３月 27 日
	敦賀市水道水源保護条例	平成 13 年９月 28 日
武生市	武生市環境基本条例	平成８年３月 26 日
大野市	大野市環境保全条例	昭和 49 年４月１日
	大野市地下水保全条例	昭和 52 年 11 月 10 日
	大野市廃棄物の処理および清掃に関する条例	平成４年９月 29 日
	大野市環境基本条例	平成 10 年３月 26 日
	大野市環境美化推進条例	平成 12 年６月 29 日
勝山市	勝山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年３月 28 日
	勝山市環境保全条例	昭和 48 年６月 25 日
	勝山市環境美化推進条例	平成 12 年６月 28 日
鯖江市	鯖江市環境市民条例	平成 13 年 12 月 25 日
	鯖江市公害防止条例	平成 13 年 12 月 25 日
美山町	美山町環境保全条例	平成８年９月 17 日
和泉村	和泉村環境保全条例	平成７年９月 25 日
	和泉村環境美化推進条例	平成 12 年７月 20 日
三国町	三国町環境保全条例	昭和 48 年７月６日
	三国町環境基本条例	平成 14 年３月５日
芦原町	芦原町空き缶等の散乱の防止に関する条例	平成６年３月 23 日
	芦原町土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例	平成６年４月４日
金津町	金津町廃棄物の処理および清掃に関する条例	昭和 49 年４月１日
	金津町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	平成６年６月１日
春江町	春江町環境保全条例	昭和 48 年７月 10 日
坂井町	坂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 50 年３月 27 日
今立町	今立町環境基本条例	平成 14 年３月８日
池田町	池田町の水を清く守る条例	平成 13 年６月 18 日
朝日町	朝日町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年３月 22 日
越前町	越前町廃棄物の処理および清掃に関する条例	昭和 47 年３月 14 日
清水町	清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 47 年９月１日
	清水町生活環境美化条例	平成９年３月 27 日
	清水町環境保全条例	平成 14 年 10 月１日
上中町	上中町環境保全条例	平成３年４月１日
名田庄村	名田庄村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和 48 年３月 31 日
	名田庄村環境保全条例	昭和 59 年６月 27 日
高浜町	高浜町騒音防止条例	昭和 44 年３月 17 日
	高浜町環境保全条例	昭和 53 年６月 19 日
大飯町	大飯町環境保全条例	昭和 48 年 12 月 26 日

表１－９　市町村環境基本計画の策定状況

（平成 14 年４月１日現在）

市町村名	名称	策定年月日
武生市	武生市環境基本計画	平成 11 年２月 17 日
大野市	大野市環境基本計画	平成 12 年３月 15 日
鯖江市	鯖江市環境基本計画	平成 12 年３月 17 日
福井市	福井市環境基本計画	平成 13 年３月
敦賀市	敦賀市環境基本計画	平成 14 年３月